

## 第9回対馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年 3月24日(木) 午前10時30分から午前11時20分

2. 開催場所 峰地区公民館 2階 講堂

3. 出席委員 (21人)

1番 太田吉雄	2番 鬼橋孝幸	3番 桐谷善明
6番 庄司幹雄	7番 長瀬円	8番 初村重政
9番 岡村高史	10番 松村英二	11番 吉野敏
13番 佐伯武久	14番 佐伯理	15番 永留縫子
16番 兵頭榮	18番 糸瀬安則	19番 小宮貞司
21番 神宮教子	22番 須川久己	23番 縫田和己
24番 上野秀一	25番 高松武人	27番 中村國安

4. 欠席委員 (6人)

4番 小島喜介	5番 畑島孝吉	12番 阿比留なみ恵
17番 御手洗輝美	20番 小宮正至	26番 春田新一

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 会議書記の指名
- 第4 議案第30号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第31号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
議案第32号 非農地証明書交付願いについて  
議案第33号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について  
議案第34号 下限面積(別段の面積)の設定について  
議案第35号 農用地利用集積計画の取り下げについて
- 第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	春日亀 剛 一
農業委員会事務局参事兼課長補佐	庄司 克 啓
農林水産部農林・しいたけ課主任	石丸 真
中対馬振興部地域振興課副参事兼係長	中村 龍 一
上対馬振興部地域振興課副参事兼係長	庄司 伸 吾

## 7. 会議の概要

### 議 長

会長挨拶（省略）

ただ今より、平成27年度第9回対馬市農業委員会総会を開会いたします。  
現在の委員定数は27名、本日の出席者は21名で、総会は成立いたしますので対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいて、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

### 議 長

それでは、16番の兵頭榮委員、18番の糸瀬安則委員にお願いいたします。  
議事日程第2、会期についておはかりします。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

### 議 長

異議なしと認め、本日、1日といたします。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び課長補佐を指名いたします。

つづきまして、議事日程第4、議案第30号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。今回は5件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

### 事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き願います、議案第30号、農地法第3条の規定による許可申請でございます。

番号1は巖原町〇〇の〇〇さんから〇〇さんへ、畑2筆、田1筆を贈与するものであります、経営面積は14,923平米でございます。

1ページから2ページの番号2は巖原町〇〇の〇〇さんと〇〇さんの共有名義の農地で、17筆を〇〇さんに贈与するものであります。経営面積は14,923平米でございます。

3ページをお開き願います。

番号3は巖原町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、田2筆を売買するものであります、経営面積は14,007平米でございます。

番号4は峰町〇〇の〇〇さんから同地区の〇〇さんに、田1筆を売買するものであります、経営面積は5,096平米でございます。

番号5は熊本市西区の〇〇さんから峰町〇〇の〇〇さんに、田2筆畑1筆を売買するものであります、経営面積は5,096平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました、番号1から地元委員の補足説明をお願いします。

(3番委員挙手)

### 3番委員 桐谷善明委員

それでは30号議案の1と2を説明致します。3番の桐谷です、3月23日に農林課の内山さんと譲受け人の〇〇さんと立会を致しました。

1番は父親、〇〇さんから、子供の〇〇さんに3筆、贈与するものです。

2番は親の〇〇、〇〇の共有を子供の〇〇さんに11筆を贈与するもので、問題ないと思いますので、よろしく審議の程、お願いします。

(25番委員挙手)

### 25番 高松武人委員

3月23日に午後1時より、農林しいたけ課の石丸さん、譲受人の〇〇さんの父親の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんとで現場立会をいたしました。

今回の売買は、〇〇が高齢のため、耕作が出来ないため、〇〇さんに売買されたものであります、なお、〇〇さんは農業に熱心な方で地区の中核的な農家でありますので、何も心配ないと思いますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

(15番委員挙手)

### 15番 永留縫子委員

番号4、5についての補足説明をいたします。3月22日に御手洗委員、事務局の庄司課長補佐及び申請者であります〇〇さんとで、現地の確認を行いました。

現所有者の〇〇さんは介護が必要で施設に入所されています、長男の〇〇さんも熊本に在住のため、耕作が出来ない状態が続いておるため、申請者の〇〇さんとの売買が成立したもので、〇〇さんは建設業が主体であります、所有の農地での水稻を栽培されており、今回の申請に至った次第です、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。(質疑なしの声あり)

質疑が無いようにありますので、賛否を問います。議案第30号につきまして、原案のとおり許可とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます。原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第31号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。3件の申請でございます。

事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

議案書の4ページをお開き願います、議案第31号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。

番号1は美津島町〇〇の〇〇さんから、五島市の有限会社〇〇代表取締役〇〇さんに畑1筆を賃貸借で、木材加工場用地に転用するものでございます、位置図、配置図等は5から11ページをご参照ください。

なお、番号1は第8回総会の保留案件でございます。

番号2、3は太陽光発電施設目的の転用でございます、番号2の譲渡し人は峰町〇〇の〇〇さんで、田3筆。番号3の譲渡し人は熊本市西区の〇〇さんで、田3筆、畑1筆で、現況はいずれも原野でございます。

譲受人は、番号2、3とも北海道帯広市の〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。また位置図、配置図等は12から18ページに添付していますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

## 議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(10番委員挙手)

### 10番 松村英二委員

番号1について補足説明をいたします。

2月25日の総会で、保留となっていた案件です、総会終了後、厳原、美津島の農業委員で現地の確認を行い、農地改良届の提出を求め、規定で定める3年間、耕作をするように指導するべきだとの判断に至りました。

しかし、この農地は平成21年9月に農地改良届が提出しており、その後規定で定める3年間の耕作年限も経過していることが、判明いたしました。

従いまして、通常の5条許可申請として審議をお願いしたいと思います。

事業の内容としましては、先月、説明いたしましたとおりでございます。

(15番委員挙手)

### 15番 永留縫子委員

番号2、3についての補足説明をします。

3月22日に御手洗委員、事務局の庄司課長補佐及び〇〇さんと私とで、現地の確認をしました。なお、2番と3番は隣接地であり、転用事業者が同一であるため、〇〇氏に説明をしてもらいました。

2番の申請者の〇〇さんは、公務員であり、市町村合併以来、本所への通勤もなされており、また、3番の申請者の〇〇さんは、熊本市在住で2軒とも自分の耕作が困難な状況であり、現在は耕作放棄地になっています。

今回、事業主である〇〇株式会社が太陽光発電所用の土地を探していたところ、面積、日照条件を満たす土地として、耕作放棄地の状態であった申請地の所有者

に相談があり賃借で話がまとまった次第です。

申請地は川と道路に挟まれた農地で、道路より低くなっているため、雨水等の排水に問題ないと思われ、設置する太陽光パネルも地面からの高さが最高179センチであるため、隣接に対する日照の問題もありません、また、阿比留さんの農地には赤道が通っていますが、今回の申請と同時に払い下げの申請をするとのことですので、ご審議の程を、お願いいたします。

議 長

ただ今、地元委員さんからの補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

協議会をお願いします。

議 長

これより協議会とします。

(番号1について、前総会で保留になった案件の事務局としての対応について、事務局の対応不足を陳謝し、今後は調査を徹底するように約束する。

また、申請者から農業委員への説明不足も指摘する。)

(太陽光パネルの反射光について業者との協議に聞かれ、協議してないことを伝える。)

議 長

本会に戻します。

ほかに、質疑はないでしょうか。

質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第31号につきまして、許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願いいたします。

全員賛成でございます、許可相当としまして、県知事に進達することに決定いたします。

次に、議案第32号の非農地証明書交付願いについて、を議題とします。1件の申請でございます、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の19ページをお開き願います、議案第32号、非農地証明書交付願いでございます。

番号1の申出人は巖原町〇〇の〇〇さんで、〇〇の畑4筆でございます、位置図、写真等を20から24ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました、地元委員の補足説明をお願いします。

(1 番委員挙手)

## 1 番 太田吉雄委員

議案第 3 2 号について説明致します、3 月 1 8 日に申請人の〇〇さん農林しいたけ課の石丸さんと私と 3 人で現地を確認しました、申請地は昭和 6 2 年頃の県の減反政策を期に、みかん園が廃園となつとります。

現在は雑木が茂っており、耕作出来る状態ではなく、申請には何ら問題無いと判断致しました、審議の程、よろしくをお願いします。

## 議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました、質疑等ございませんでしょうか。質疑が無いようにありますので、賛否を問います、議案第 3 2 号につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成でございます。

原案のとおり交付することに、決定いたします。

次に、議案第 3 3 号「農地法第 5 2 号の規定に基づく賃借料情報の提供について」を議題といたします、事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

## 事務局長

2 5 ページをお開き願います。

議案第 3 3 号の「農地法 5 2 条の規程に基づく賃借料情報の提供について」を、説明いたします。

提案理由、農地法 5 2 条の規程により、すべての農業委員会において、賃借料、情報を提供することになっているため、提案するものであります。

次のページをお開き願います。

公表値は、表のとおりでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、お願いいたします。

(課長補佐挙手)

## 事務局課長補佐

議案第 3 3 号について、補足説明を致します、昨年までの指定借地料につきましては、対馬市内では使用貸借の方が多く、賃借の件数が少なかったものですから、データとして採用出来ませんでした。従いまして昨年までは、全国農業会議所が取りまとめました長崎県の平均値を公表値として承認いただいております。

本年度から農地中間管理事業が本格的に稼働しまして、本年度のデータ数は田で 2 7 7、畑で 1 0 5 件の契約が出来ております、その関係で本年度は対馬市独自のデータとなっております。

注意に書いていますが、本年度はすべて農地中間管理事業を活用した賃借料となっておりますので、補足しておきます。

議 長

補足説明が終わりましたので、質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

田、畑に最高額と最低額がありますが、最高額8千円、7千円は分かりますが、最低額について教えてください。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

契約の金額になります、地区で違いがありますが、契約した額の最低額であります。

(18番委員挙手)

18番 糸瀬安則委員

根拠はありますか、例えば、形状が悪いとか、地質が悪いとか。

(課長補佐挙手)

事務局課長補佐

あくまでも、土地所有者と借受者との話し合いによる契約金額であります。

その中で、田の最高額が8千円で最低額が2,500円で、その平均が3,354円となります。

その3,354円が対馬市の公表値となります。ちなみに〇〇の方の〇〇農事組合法人が一律2,500円で契約されております。

議 長

ほかに、質疑はないでしょうか。

質疑が無いようにありますので、議案第33号の公表値の提案につきまして、異議ございませんでしょうか

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、原案のとおり提供することに、決定いたします。

次に、議案第34号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の27ページをお開き願います。議案第34号「下限面積(別段の面積)の設定について」を説明します。

平成21年12月15日施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部、又は一部について、これらの面積の範囲内での、別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示した時は、その面積を、農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できる、ことになりました。

これに伴い、「農業委員会の適正な事務実施について」が、平成22年12月22日付けで、一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定、又は、修正の必要性について、審議することとなっております。

このため、今後の下限面積の設定については、以下のとおり提案いたします。

方針：現行の下限面積の変更は行わない。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、質疑、ご意見等、ございませんか。

質疑が無いようにありますので、議案第34号につきまして、異議ございませんでしょうか

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、平成28年度の下限面積は原案のとおりに決定いたします。

次に、追加議案第35号「農用地利用集積計画の取下げの承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

## 事務局長

追加議案の1ページをお開き願います、議案第35号の農用地利用集積計画の取下げの承認についてで、ございます。

提案理由、平成27年11月27日開催の第6回対馬市農業委員会総会で承認した、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、取下げの申出があったため提案するものであります。

厳原町〇〇が3筆、〇〇2筆 でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました、質疑、ご意見等、ございませんか。

（無しの声あり）

それでは、この案件に異議はございませんでしょうか。

（異議無しの声あり）

異議なしと認め、申出のあった農地について、取下げの承認をいたします。

以上で、本日提案されました、議案を、皆様方には慎重に、審議いただき、無事終了することができ、ありがとうございました。

つづきまして、議事日程第5、その他の事項ですが何かありませんでしょうか。

（事務局長挙手）

## 事務局長

非農地証明交付願いについての説明、国より長崎県に指導があったため、平成

28年度より交付の要項を変更する。詳細は後日報告します。

改正農地法に伴う、対馬市の農業委員会の定数、推進委員の定数の方針等を説明し今後の協力をお願いする。

以上。

議 長

他にありませんか。

(質疑無しの声あり)

それでは、これをもちまして、本日の総会を閉会といたします。

ありがとうございました。

---

会 長 中 村 國 安

署名委員

署名委員